

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（建屋内 R0 処理水移送配管の追設）に係る面談
2. 日時：令和 5 年 8 月 22 日（火）16 時 15 分～17 時 45 分
3. 場所：原子力規制庁 2 階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、椎名係長
検査グループ専門検査部門
山元首席原子力専門検査官、丸山主任原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当 2 名（Web 会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当 5 名（Web 会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（建屋内 R0 処理水移送配管の追設）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に以下のコメント等を伝えた。

- まとめ資料に CST 移送ポンプの揚程とその設定根拠を示すこと。
- 「2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理への適合性」について、「表 2.9.1 建屋内 R0 処理水の性状」中における「-」の意味を示すこと。
- 「2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理への適合性」について、既設の直管を T 字配管に置き換える際も融着接続することを明記すること。また、漏えい堰が設置されない既設配管との接続箇所が、R0 処理水供給ポンプ出口ライン合流部のみであることが誤解されることのない記載とすること。
- 「2.14.1 準拠規格及び基準への適合性」及び「2.14.8 信頼性に対する設計上の考慮への適合性」について、本申請で適用する規格を明らかにすること。
- 「2.14.1 準拠規格及び基準への適合性」について、本申請範囲が区別できるよう別紙 1 の図に示すこと。
- 「2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性」について、耐震クラス分類のフローチャートを第 11 回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合（令和 5 年 6 月 19 日）の資料 4-3 のものに差し替えるとともに、C クラスと判断した根拠を明らかにすること。
- 「2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性」について、機能喪失時の公衆への放射線影響の評価において、評価条件に Cs-137、Cs-134 及び Sr-90 の 3 核種のみを考慮すれば良いとする根拠を示すこと。
- 「2.14.5 環境条件に対する設計上の考慮への適合性」について、建屋内 R0 出口の系統圧力の根拠を示すこと。

○東京電力ホールディングス株式会社より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（建屋内RO処理水移送配管の追設）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表(案件：建屋内RO処理水移送配管の追設)

(参考)

第 11 回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合（令和 5 年 06 月 19 日）

https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/1F_gijyutsu/1400000015_00002.html

以上